

# 令和5年度 環境保全計画書 株式会社 増田製粉所

## ① 環境方針(基本方針)

私ども株式会社増田製粉所は、「小麦粉の製造をとおし、人々の健康・安全・安心・豊かな食生活」に貢献するという経営理念の下、法令の遵守、環境の負荷低減に努めます。

1. 事業活動を通じて、環境負荷を最小限にするよう努め、環境の保全に取り組みます。

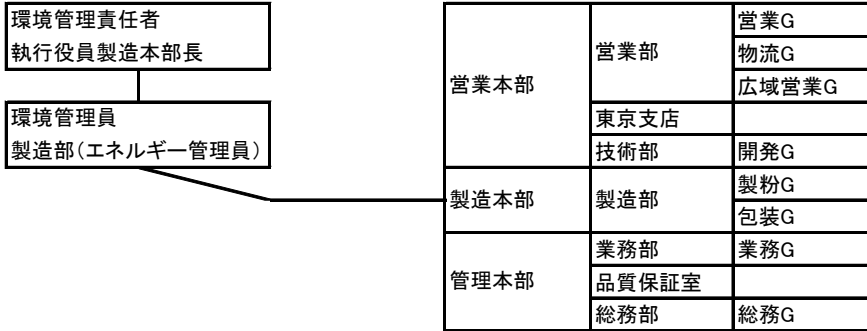
- ① 省エネルギー、省資源に努めます。
- ② 廃棄物の削減と再資源化に努めます。

2. 環境保全に関する法令を遵守します。

3. 環境目的、目標を設定し、環境管理を推進します。また環境目的、目標を定期的に見直し 継続的な改善を図ります。

## ② 環境保全に関する組織の現状

当社における環境管理体制は図1のとおりである。



【役員・幹部会議等で計画・結果報告】

図1. 株式会社 増田製粉所環境管理体制

## ③ 取組目標・計画

【2023年度目標・計画】 【第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画に準ずる】

当社は事業活動の環境負荷低減を目指し、2023年度、以下の課題に継続して取り組んでいきます。

### ●省エネルギーの推進

〈目標〉当社の所属している製粉業界の環境保全に関する計画では、原料1トン挽砕当たりの特定物質の排出量の合計(原単位)について年1%を削減目標としています。そのため当社も特定物質排出量の原単位を2005年度比で2023年に16.55%削減を目標とします。

〈取り組み〉

- ・LED照明への転換の推進 前年度から工場内の電灯をLED化を計画。
- ・社用車の低公害車の推進

## ④ 公害防止対策に係る計画

### ア. 目標

	目 標
◆大気汚染防止対策	◆「大気汚染防止法」、「大気防止法第4条第1項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。
◆水質汚濁防止対策	◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第3条第1項の排出基準に関する条例(兵庫県条例)」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令を遵守する。
◆騒音防止対策	◆「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
◆振動防止対策	◆「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
◆悪臭防止対策	◆「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
◆土壌汚染対策	◆「土壌汚染対策法」及び「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」等の法令の規定を遵守する。
◆産業廃棄物対策	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。 ◆廃棄物の発生量を抑制するとともに、再利用を促進する。

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

目標項目		目標達成のために講ずる措置 (目標の達成状況の確認手段を含む)
大気汚染防止対策	◆法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認。
水質汚濁防止対策	◆公共用水域の環境保全	◆下水道法及び神戸市下水道条例等に基づき、除害施設の適正な維持管理、排除基準の遵守。また、各種報告は関係法令に規定に基づき実施する。
騒音防止対策	◆法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、発生源対策として、防音カバーの設置、吸音材の設置、低騒音型の施設への更新、建物等による対策として、防音壁の設置、扉・窓の防音施工等を実施する。
振動防止対策	◆法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、発生源対策として、弾性支持、防振材料の採用等を実施する。
悪臭防止対策	◆法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認。 ◆基準を遵守するために必要な対策を講ずる。具体的には、吸着・燃焼等の脱臭装置の設置、建屋又は悪臭発生工程の密閉化、製造工程の改善等を行う。
土壌汚染対策	◆法令等の基準の遵守	◆法令等の基準遵守の確認。
産業廃棄物対策	◆法令等の規制を遵守	◆法令等に定める産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度、廃棄物の保管・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。

⑤ 地球温暖化に係る計画

ア、特定物質排出抑制目標

原単位＝二酸化炭素換算(t-CO<sup>2</sup>)/挽砕量(t)

特定物質	基準年度 排出量 (2005年度)	現況 排出量 2022年度	目標年度 排出量 2023年度
原単位(二酸化炭素/挽砕量)	0.05552	0.03727	0.04633

〈目標の設定〉当社の所属している製粉業界の環境保全に関する計画では、原料1トン挽砕当たりの特定物質の排出量の合計(原単位)を年1%を削減目標としているため2023年度に2005年度比16.55%削減目標と設定した。

基準年(2005年度)・・・特定物質排出量 3570.0(t-CO<sup>2</sup>)、挽砕量 64,297(t)  
(2022年度)・・・特定物質排出量 2916(t-CO<sup>2</sup>)、挽砕量 78,232(t)

イ. 目標達成のために講ずる措置・対策

措置の区分	具体的対策	削減目標
エネルギーの使用の合理化	室内の温度管理の適正化	原単位を2005年比2023度16.55%削減目標
製造工程における対策	工程の見直し	
その他		

公害防止対策、地球温暖化対策以外の環境保全活動に係る目標、計画

	分野	具体的な措置の内容	措置の目標
1	事業所等での廃棄物の適正処理・減量	分別回収	徹底
		コピー用紙の使用削減	徹底
		ミスコピーの再利用	徹底
		廃棄物発生量の削減	リサイクルの推進
2	自動車対策	マイカー通勤の抑制	原則全廃
		積載量の適正化	全車両
		エコドライブ・アイドリングストップの推進	徹底
		公共交通機関の利用による自動車使用の低減	営業において、社内規定により交通機関の利用を実行中
		天然ガス自動車 ハイブリッド自動車などの導入	今年度導入予定なし
3	特定フロン等使用量の削減	設備更新時、特定フロン非使用設備を導入	全量
		特定フロン使用機器の適正廃棄	フロン回収の徹底